

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 全庁的な連携体制の推進

本計画を推進していくため、町行政の幅広い分野において、福祉・保健・教育の分野を中心に庁内担当部署との連携を一層強化し、計画の進捗状況を踏まえながら本計画の課題把握に努めます。

(2) 国・道・近隣町との連携

本計画で定めた各種事業について、国・道の動向を確認しながら近隣町と連携を図り、総合的な障がい福祉施策の推進に取り組みます。

(3) 地域との連携

町民（地域）、関係機関や事業所、町がそれぞれの役割を担い、それぞれが役割を果たしながら、互いに協力し合うことで連携が図られる体制づくりを目指すとともに、町民の方々の障がいへの理解や地域福祉の向上のため、社会福祉協議会などとも連携し、本計画の確実な推進を図ります。

(4) 計画及び制度の普及・啓発（新）

計画の内容並びに障がいのある方や障がいのある児童について、より多くの方に理解していただくため、町の広報紙やホームページ、パンフレットなどで障害福祉施策の普及・啓発に努めます。

2. 計画の進行管理と評価

本計画の推進にあたっては、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）」の理念を活用し、計画の実施状況の点検や評価を行い、必要な場合には取り組みの内容の見直しを行う、PDCAサイクルの構築が必要となります。このPDCAサイクルを使い、本計画で定めた成果目標や達成状況などを評価していき、障がい福祉施策に対する事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。

